

# 明海大学における障害のある学生の支援に関する基本方針

2020年11月11日 学長裁定

## 1 目的

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第8条第1項の趣旨を鑑み、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即し、明海大学（以下「本学」という。）において、障害のある学生を対象にした障害を理由とする差別の解消を推進しその修学を支援することを目的とし、これに必要な事項を次のとおり定める。

## 2 基本姿勢

本学は、建学の精神である「社会性・創造性・合理性を身につけ、広く国際未来社会で活躍し得る有為な人材の育成」を目指すと共に、人類共存の理念に基づき広く社会の発展に貢献することを目的としている。

この目的・使命に基づき、本学は、「障害者の権利に関する条約（国連）」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、本学に在籍するすべての学生が、障害の有無によって分け隔てられることなく等しい条件のもとで学生生活（授業、課外活動、学校行事等）を送り、教育・研究に参加し、高い教養及び専門的知識を培えるよう、全ての教職員がその機会確保に努める。

## 3 定義

この基本方針において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

### (1) 障害のある学生

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とあり、本学はこれに準拠する。

なお、学生の範囲は、この定義の趣旨を鑑み、本学の学部、大学院、別科に在籍し、本学におけるすべての教育、研究活動及びこれに関連する活動に参加する学生（専攻生、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生を含む。）とする。

### (2) 社会的障壁

障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とあり、本学はこれに準拠する。

## 4 合理的配慮の提供

(1) 本学は、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該学生の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供する。

- (2) 本学は、障害のある学生からの支援要請・要望に対する具体的な支援内容を、関係学部・学科、研究科及び関係部署と本人（必要に応じて保護者等を含む。）の双方による相互理解を通じて、十分な合意形成と共通理解を図った上で決定する。ただし、成績評価について、教育目標や公平性を損なうような評価基準や合格基準の変更は行わない。
- (3) 本学は、学生本人や支援者から意思の表明ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、教職員から適切な機会を通じて、適切と思われる配慮を提案するための建設的対話を働きかけるなど自主的な取組に努める。
- (4) 本学は、障害のある学生個々の状況に応じた適切な合理的配慮の基礎として、学内の環境整備（バリアフリー化など施設・設備の促進、人的支援体制、情報アクセシビリティの向上等）に努める。
- (5) 本学は、提供する合理的配慮について、障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、障害の状態等の変化など個々の障害の状況に配慮し、適宜、見直しを行うことに努める。

## 5 支援体制

本学では、障害のある学生一人一人の支援を、関係学部・学科、関係部署が緊密に連携、協力して行う。その相談窓口を次のとおり指定し、合理的配慮に関する相談に的確に応じられるよう努める。

- (1) 入学志願者の相談窓口  
歯学部・歯学研究科：歯学部事務部学事課  
浦安キャンパス：浦安キャンパス学務部企画広報課
- (2) 在学生の相談窓口  
歯学部・歯学研究科：歯学部事務部学事課  
浦安キャンパス：浦安キャンパス学務部学生支援課

## 6 情報公開

本学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対して、支援の基本方針や支援内容・体制等の情報を、ホームページ等を通じて積極的に公開する。

## 7 研修・啓発

本学は、学生及び教職員に対し、障害を理由とする差別の解消についての理解の促進を目的として、必要な研修・啓発を行う。

附 則（2020年11月11日制定）

この基本方針は、2020年11月11日から施行する。